

地方公共団体情報システム標準化に伴う団体内統合宛名システム導入作業委託評価基準

(1) 評価項目及び評価基準

評価項目		配点係数	審査点	評価点 (配点係数×審査点)	評価の基準	
①事業体制の評価	1 事業者規模、構築実績	3	0~5	満点	15	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の規模はどの程度か。 同様案件の実績はどの程度あるか。 ガバメントクラウドでの実績はあるか。
	2 構築体制	3	0~5	満点	15	<ul style="list-style-type: none"> PMの実績はどの程度か。 開発要員の構築実績はどの程度か。 開発要員のスキル（CSP保有資格等）はどの程度か。 システムを適切に導入し、安定的に動作させることができるか。
	3 スケジュール（工程）	5	0~5	満点	25	<ul style="list-style-type: none"> 作業計画が体系的に整理されているか。 移行計画は適切か。 期限までに完了できるか。
	4 運用・保守	3	0~5	満点	15	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ適切にサポートできる体制は整っているか。 ガバメントクラウドの利用状況を可視化し、改善提案する体制が整っているか。
	5 その他	2	0~5	満点	10	その他特に評価すべき事項。
②CSPに関する評価	6 CSP構成	5	0~5	満点	25	<ul style="list-style-type: none"> 効率的かつ無駄なガバメントクラウド利用料が発生する構成となっていないか。 デジタル庁が作成した「ガバメントクラウドの適切な利用によるコスト最適化のアプローチガイド」にならい、ガバメントクラウドを適切に利用する構成となっているか。
③機能要件	7 改版・障害対応	15	0~5	満点	75	<ul style="list-style-type: none"> データ標準レイアウト改版についてはスムーズな対応が提案されたか。 連携等における障害が発生した際の対応は適切な案が提示されたか。
④その他	8 追加提案	4	0~5	満点	20	<ul style="list-style-type: none"> 見積価格の範囲内で共通機能（府内データ連携）導入仕様書に定める以外の機能追加の提案があるか。 府内データ連携で蓄積したデータの利活用等
	9 質疑応答	2	0~5	満点	10	<ul style="list-style-type: none"> 質疑応答の際に当市の意図した回答があつたか。
⑤見積価格の評価	10 ライフサイクルコスト	-	-	満点	100	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコスト表に記載されている総額の費用に対して評価点を与える。 下記の計算式により評価点を算出するものとする。 (式中の金額は全て税込み) 【計算式】 価格評価点 = 100点 × (「最低見積価格」 / 「見積価格」) (小数点以下第二位は四捨五入)
合計			満点	310		

※府内データ連携システムを同時提案しており、仮に両方で選定された場合、団体内統合宛名システムのみの導入に比べて見積価格が下がる時の「⑤見積価格の評価」の審査方法

1. 同時提案の見積価格で「⑤見積価格の評価」を審査し、全体評価を行う。

2. 1で評価した結果、当該事業者が府内データ連携システム及び団体内統合宛名システムの両方で1位となった場合は、当該事業者を優先交渉権者とする。

それ以外の場合は、団体内統合宛名システムのみを導入する場合の見積価格に変更して当該事業者の評価をやり直し、その結果をもって優先交渉権者を決定する。

(2) 審査点の目安

審査点	審査点の目安
5	非常に優れている
4	優れている
3	標準的である
2	やや劣る
1	劣る
0	評価できない